

2020年5月29日  
LINE証券株式会社

## 「LINE証券統合約款」の一部改訂について

「LINE証券統合約款」を下記のとおり改訂いたしますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1.改訂日

2020年6月17日

#### 2.改訂内容

投信積立開始に伴い、LINE証券取引約款に「第6章 投信積立約款」を追加いたします。また、あわせて他の部分についても一部修正を行います。なお、新たに開始する投信積立には、「第6章 投信積立約款」を含む、LINE証券統合約款の定めが適用されます。

#### 3.対象書面

LINE証券取引約款

次ページ以降に新旧対照表及び追加する「第6章 投信積立約款」を掲載しておりますので、こちらで詳細はご参照ください。

改定後の書面は、改定日以降「ご利用ガイド」よりご覧ください。

以上

LINE 証券取引約款 新旧対照表

※改定箇所は下線部

※第6章（投信積立約款）はこの新旧対照表に含めておりません

旧	新
<p><b>第1条（約款の趣旨）</b>                      1.（現行どおり）                      2. この約款は本章（「基本約款」といいます）のほか、個々のサービスまたは取引等に係る取引内容を定める、次に掲げる約款の規定によって構成されます。                      ①保護預り・振替決済口座約款                      ②投資信託の累積投資に係る約款                      ③インターネットサービス約款                      ④外国証券取引口座約款</p>	<p><b>第1条（約款の趣旨）</b>                      1.（現行どおり）                      2. この約款は本章（「基本約款」といいます）のほか、個々のサービスまたは取引等に係る取引内容を定める、次に掲げる約款の規定によって構成されます。                      ①保護預り・振替決済口座約款                      ②投資信託の累積投資に係る約款                      ③インターネットサービス約款                      ④外国証券取引口座約款                      ⑤<u>投信積立約款</u></p>

## 第6章 投信積立約款

### 第1条（約款の趣旨）

1. この約款は、LINE証券株式会社（以下「当社」といいます。）がお客様に提供する投信積立について、当社とお客様との間の権利義務を定めるものです。
2. 「投信積立」とは、当社がこの約款に従い、毎月1回当社が指定する日（以下「買付日」といいます。）に、お客様の指定に従い投資信託の買付を行うサービスをいいます。

### 第2条（投信積立の対象銘柄及び買付）

投信積立の対象となる銘柄は、当社が選定する銘柄（以下、「投信積立適格銘柄」といいます。）とします。

### 第3条（投信積立の申込み）

1. お客様は、投信積立を申し込むにあたり、あらかじめ当社に総合証券口座を開設し、基本約款に定める累積投資契約を当社との間で締結している必要があります。
2. お客様は、当社に信用取引口座を開設している場合またはその申し込みをされている場合、投信積立の申し込みができないものとします。
3. お客様は、投信積立の内容を十分に理解いただいた上で、当社の定める方法により申し込むものとします。当社所定の要件を満たした申し込みに対して当社が承諾した場合に限り、当社とお客様との間に投信積立に関する契約（以下「投信積立契約」といいます。）が成立し、お客様は投信積立を利用できるものとします。
4. 当社は、投信積立において、取引残高報告書、契約締結前交付書面（目論見書及び目論見書補完書面）等を、電子または郵送による方法でお客様に交付するものとします。

### 第4条（指定投信積立銘柄および定期払込金の指定ならびにLINE MONEYアカウントの開設）

1. 当社と投信積立契約を締結したお客様は、初回の買付日の前月20日の当社所定の時刻までに、以下の事項を指定するものとします。
  - ① 買い付ける投資信託の銘柄（以下、「指定投信積立銘柄」といいます。）
  - ② 指定投信積立銘柄毎の、毎月の買付金額（以下「定期払込金」といいます。）。なお、定期払込金の金額は、当社が定める金額以上でかつ当社が定める範囲内で指定するものとします。
2. お客様は、事前に当社が交付する当該指定投信積立銘柄の契約締結前交付書面（目論見書および目論見書補完書面等）をご確認いただき、その内容についてご理解いただいたうえで、前項の指定を行うものとします。
3. LINE MONEY アカウント（LINE Pay 株式会社が提供する電子マネーの一種であるLINE Money を保有するアカウントをいいます。以下同じです。）をお持ちでないお客

様は、あらかじめ LINE MONEY アカウントを開設されたうえで、第 1 項の指定を行うものとしします。

#### 第 5 条（指定投信積立銘柄および定期払込金の変更）

前条第 1 項各号で指定した内容は、買付日の前月 20 日の当社所定の時刻までに、当社所定の方法で通知することにより、変更できるものとしします。

#### 第 6 条（定期払込金の引き落とし）

1. 当社は、買付日の 3 営業日前の日に、定期払込金の額（なお、複数の指定投信積立銘柄の買付を行う場合は、それらにかかる定期払込金の合計額とします。）を、お客様の LINE MONEY アカウントから引き落とすものとしします。
2. 当社が引き落としを行おうとした時点でお客様の LINE MONEY アカウントに前項の引落額に見合う残高がない場合、または LINE Pay 株式会社から引き落としが拒絶された場合は、引き落としは行われぬものとしします。

#### 第 7 条（取引及び残高の通知）

1. 当社は、投信積立にかかる取引明細及び残高明細の通知を、取引残高報告書等により行います。
2. 前項に定める取引残高報告書等については、書面による交付に代えて、金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法によっても提供できるものとしします。

#### 第 8 条（投信積立適格銘柄からの除外）

1. 投信積立適格銘柄に次のいずれかの事情が生じた場合は、当社はその銘柄を投信積立適格銘柄から除外することができます。
  - ① 償還されることとなり、または償還された場合
  - ② 当該投信積立適格銘柄の買付を行う投資積立契約の数が、当社の定める数以下となった場合
  - ③ 前各号に掲げる場合のほか、投信積立適格銘柄から除外する必要があると当社が合理的に判断した場合
2. 当社は、お客様の指定投信積立銘柄が投信積立適格銘柄から除外された場合は、遅滞なくお客様に通知します。

#### 第 9 条（買付の停止）

1. 当社は、第 6 条に定める LINE MONEY アカウントからの引き落としができなかった場合、お客様のすべての指定投信積立銘柄の買付を行わないものとしします。
2. 当社は、お客様から届出事項もしくはその変更についてお届け出がない場合には、以後の買付を停止するなど、当社の判断でお客様のお取引の全部または一部を制限させていただく場合があるものとしします。
3. 指定投信積立銘柄の委託者が買付の注文の受付を中止、または取り消した場合は、当社

は原則として委託者が買付注文の受付を再開した日以降、速やかに委託者に買付注文の発注を行うものとし、ただし、買付注文の受付が一定期間以上中止になる場合など、当社が注文の発注が適当ではないと判断した場合には、買付注文を失効させていただく場合があります。この場合、遅滞なく通知を行います。

**第 10 条（解約事由）** 基本約款第 16 条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当した場合、投信積立契約は解約されるものとし、

1. お客様が当社所定の手続きにより、解約を申し出た場合
2. お客様が当社の証券取引口座を解約する通知を当社に行った場合
3. 当社が合理的な事由に基づき投信積立の解約を必要と認め、解約を申し出た場合
4. 当社が投信積立を営むことができなくなった場合
5. 第 6 条に基づく定期払込金の引き落としに 3 回連続して失敗した場合
6. 指定投信積立銘柄が、投信積立適格銘柄から除外された場合
7. 指定投信積立銘柄の委託者が投信積立による買付を停止し再開見込みもない場合

**第 11 条（その他）**

1. 当社は、投信積立契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる事由によっても利息その他の対価をお支払いいたしません。
2. お客様が信用取引口座を開設する場合、申込に先立ち投信積立契約を解約いただく必要があります。
3. 指定投信積立銘柄の果実の再投資および返還については、当該指定投資信託の目論見書および投資信託の累積投資に係る約款に従うものとし、
4. この約款に別段の定めがない時には、当社のほかの約款・規定の定めによるものとします。

K01\_903(2020.5)